

幕末の丹波国馬路村「宗旨御改帳」にみる 住民の労働移動の特徴

Characteristics of labor migrations of inhabitants in Umaji village,
Tamba province by analysis of religious faith investigation registers
toward the end of Edo period

長 島 雄 毅
Yuki NAGASHIMA

本稿では、幕末における丹波国桑田郡馬路村の住民の労働移動に関する基礎的な分析を行い、労働移動の位置づけを明らかにする。史料としては宗門人別改帳を利用し、労働移動の行き先、年齢、年限（契約年数）、終了後の動向などの点から検討を行った。その結果、馬路村の住民にとっての労働移動は、10～20代の間に経験する帰村を前提とした一時的な転出であることが示唆された。

キーワード：幕末、丹波、馬路村、労働移動、宗門人別改帳

Key words : the end of Edo period, Tamba province, Umaji village, labor migration, religious faith investigation registers

1. はじめに

本稿は、幕末の丹波国桑田郡馬路村の宗門人別改帳を利用して、住民の労働移動の実態を解明し、丹波の農村地域と他地域との関係を明らかにするための基礎的な分析を行うものである。その結果として、住民のライフコースにおける労働移動の位置づけを多少なりとも明らかにすることを目指す。

歴史地理学において人口現象を扱う研究は、経済史をはじめとして、社会学、文化人類学など多様な分野の研究者も参画する歴史人口学の手法を援用して行われてきた。経済史などの隣接分野の研究者が関心を示した地域は主として長期間の史料が得られる村々であり、人口変動からみた社会構造や経済構造、あるいは家族形態の変化などが注目を集めてきた（速水 1992a, 木下 2002, 平井 2007 など）。一方、歴史地理学の立場からの研究では地域構造の解明に主眼が置かれ、特に 1970～80 年代にかけて多くの研究成果が蓄積された（溝口 1978・1981, 川口 1984・1988, 浅野 1986 など）。それらの研究は一定の地域内における宗門人別改帳を収集し、地域内、あるいは他地域や他都市との間の人口移動が検討された。その後の歴史地理学からの研究では、人口の変動要因となった地域内の変化を分析するものや世帯構造の地域差を分析す

るものなど、多様な研究が展開されている（川口 2015，溝口 2015）。

以上のような研究では農村を対象とする研究が比較的多かったが、1990 年代以降、大都市を対象とした研究成果も大きく進展した。本稿は幕末京都における人口現象に関する成果（浜野 2007 など）との接続を目指し、周辺地域からみた都市との労働移動や地域間関係を解明するための第一段階として、本格的な分析に向けた予察的検討を行おうとするものである。

以下、第 2 章で対象地域を概観した後、第 3 章では使用される宗門人別改帳の特徴を述べていく。第 4 章では、馬路村住民の労働移動について若干の検討を行い、労働移動に対する意識や位置づけの把握を試みる。最後に第 5 章では、本稿での検討結果を簡単にまとめ、今後の課題を提示する。なお、本稿で使用する史料は、亀岡市馬路町自治会が所蔵し、その一部が亀岡市文化資料館に紙焼き版として架蔵されているものである。

2. 研究対象地域

(1) 馬路村の概要

本稿で対象とする丹波国桑田郡馬路村は、現在の京都府亀岡市馬路町にあたる。この地域には亀岡盆地が形成されており、大堰川がその中央を南北に流れている。馬路村は地域の中心であった城下町・亀山、つまり現在の亀岡市中心部から北へ 5km 程度離れた大堰川左岸に位置す

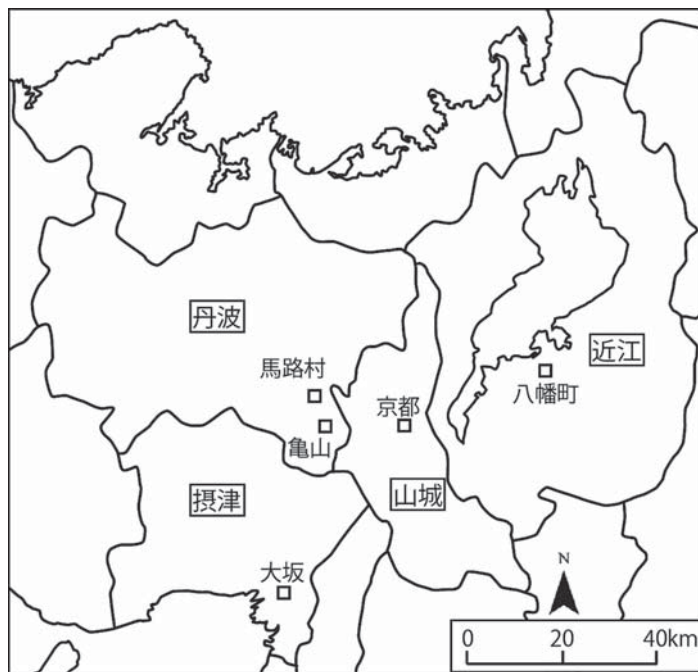


図 1 研究対象地域

基図：西岡虎之助・服部之総監修『日本歴史地図』全教図，1956，184・185・188・189 頁。

る村で、江戸時代には中心となる「元馬路」のほか、いくつかの小規模な集落によって構成されていた。

明治初期における村内の耕地は稲作が主体であった。ただし、約3割の土地が旱損・水損で植え付けできず、一方で、田はほとんどが二毛作であった。稲作以外の産物としては、麦・小麦・小豆・綿などが作付けされていたという（「馬路町史」編さん委員会 2011：10・11・52・53）。

亀岡盆地の村々は複数領主の支配が錯綜しており丹波亀山藩領が最も多かったが、馬路村は17世紀末からは旗本の杉浦家が領主となっていた（亀岡市史編さん委員会 2004：329-332・394-424）。馬路村では1950～60年代にかけて同志社大学の研究グループによる社会調査が行われ、中世末以来の身分・階層関係を基礎とした村落社会の内部構造とその変容過程が詳細に検討されている（吉川編 1964：1-12）。その概略について述べると、江戸時代の馬路村には主として6つの同姓集団が存在し、「両苗」、すなわち人見・中川という2姓が支配的立場にあった。村内における行政組織は、大・中・小の3番に分けられていたが、江戸時代初頭以降、大・中の2番は併せて「両番」もしくは「大番」と称されるようになった。村内の石高総計は江戸時代を通じて1,520石余りであったが、このうち両番が1,313石で両苗の支配下にあり、小番は187石余りで河原姓の支配下にあった。すなわち、村内の石高の大部分を占める両番を支配していた両苗の影響力が大きく、それは江戸時代後期にかけて漸減していったものの同姓集団間の関係は基本的に維持された。

(2) 江戸時代における馬路村の人口と他所奉公の動向

江戸時代の馬路村における人口を記録した史料としては、次章以降でとりあげる「宗旨御改帳」のほかに「覚」と記された史料が断続的に残されている。この史料の存在については、先行研究でもとりあげられているが（吉川編 1964：130）、その性格について詳しく述べられてはいない¹⁾。これらの現存する史料をみると、すべて子年あるいは午年に作成されていることが特徴で、江戸幕府によって実施された全国人口調査のために村レベルでの数値を報告する際の写しではないかと考えられる²⁾。

図2は馬路村の人口と「出人」の長期変化を示したものである。人口は全期間を通じて1,000人を超えており、亀岡地域では大規模な村であったといえる。出人とは他所で雇用労働中の者を示し、最大47人から最小2人まで変動の幅が大きい。なお出人の数は人口に対する内数であるので、この史料に記載されている人口は調査時点で不在の人物も含まれていることがわかる。

人口の変動についてみると、宝暦12（1762）年には1,250人程度であったが、安永3（1774）年には1,300人超まで増加し、その後18世紀末には1,200人を割り込むところまで減少した。ただし、その後の史料の空白期間に人口は回復し、安政5（1858）年には1,329人まで増加している。これらの増減の理由は明確にはできないが、18世紀末の急激な減少は天明飢饉の時期と一致している。天明飢饉は亀岡地域の村々にも大きな影響を与え、米不足とそれによる米価

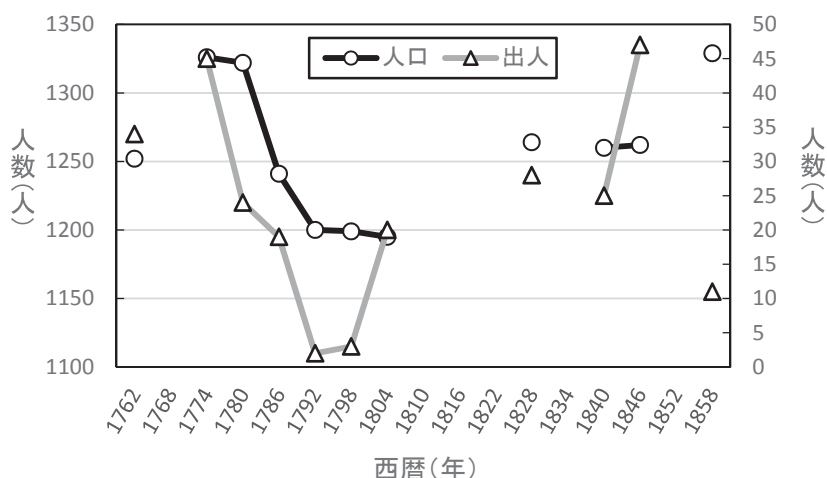


図2 馬路村の人口と「出人」の変化

資料：馬路町自治会文書「覚」

注) 出入の数値は人口に対する内数である。

の高騰から、天明7(1787)年11月には丹波地域18か村20軒の富農が打ちこわしにあったという(亀岡市史編さん委員会2004:929-942)。一方で、天保飢饉の時期と重なる天保5(1834)年の数値は不明であり、どれだけ飢饉の影響を受けたのかは定かでない。前後の調査にあたる文政11(1828)年と天保11(1840)年の数値に大差はなく、その間に急激な減少と増加があったのか、あるいは安定的に推移したのか、現時点では明らかにしえない。その後、安政5(1858)年までに人口は大幅な増加をみせるが、これに関しては19世紀の全国的な人口増加の動向と整合的であった。

次に出人の状況をみてみよう。出人は安永3(1774)年まで増加した後に急減するが、文化年間(1804-1818年)以降再び増加に転じた。弘化3(1846)年には47人まで増加するが、安政5(1858)年には10人にまで減少した。先行研究ではこれらの変動の要因は、京都をはじめとした他所奉公の増加とそれに対する奉公規制にあったとする。すなわち、18世紀以降に増加した他所奉公は、農地経営のための労働力を必要とする高持層(両苗)にとって深刻な労働力不足を引き起こした。そのため、両苗は住民の他所奉公を規制し、寛政年間(1789-1801年)にはその規制が実効性を有したが、19世紀以降は両苗の影響力が相対的に低下し、他所奉公は再び増加したと指摘する。

こうした先行研究における労働移動の分析は村内の経済構造をふまえており、一定の説得力を有する。しかし、一方で人口変動や人口構成あるいは家族構成などとの関連には言及されておらず、他所奉公の実態も明確でない。そういった点もふまえて、次章では個人レベルでの動向が追跡可能な「宗旨御改帳」を利用して、労働移動を分析していきたい。

3. 馬路村「宗旨御改帳」の特徴

1) 「宗旨御改帳」の概要

本章および次章で使用するのは、馬路村の「宗旨御改帳」³⁾で、一般的には「宗門改帳」や「宗門人別改帳」と呼ばれる。宗門人別改帳は信仰調査のために17世紀後半から全国の町や村単位で年に1回調査・作成され、領主への提出が命じられていた。馬路村では大多数の住民が村内の禪宗・長林寺の四塔頭のいずれかを、そのほか少数が別の3か寺を檀那寺としており、「宗旨御改帳」は檀那寺ごとに例年3～5月の間に作成された。したがって、住民は毎年7冊ずつ作成される帳面のいずれかに記録されていたことになる。ただし、現存するのはその一部に限られ、まとまって利用可能なのは1830年代半ば以降となる。また、後述するとおり、労働移動が観察可能となる史料は天保14（1843）年以降のものに限定される⁴⁾。

各年の「宗旨御改帳」には、各戸（世帯）について、成員の名前・筆頭者との続柄・年齢（数え）が記載されている。また、前年の調査以降に発生した出生や死亡、婚姻や養子などによる転出や転入などの異動事由が書き上げられ、発生した月、転出先や転入先などの情報を含む場合も多い。毎年の帳面を利用して、こうした豊富な記載内容を時系列的に整理することで住民ひとりひとりのライフコースが再現される。歴史人口学において「家族復元法」とよばれるこの手法を用いることによって、具体的な労働移動の実態を明らかにすることも可能となるのである。

2) 労働移動に関する記載

宗門人別改帳の形式は、正式な手続きを経た異動のみが記載される「本籍地主義」と奉公人などの一時的な異動も反映される「現住地主義」という2つの系列に大別される。馬路村の「宗旨御改帳」には住民が雇用する他所からの労働者などはみられず、「本籍地主義」の論理にしたがっていることがわかる。また、住民の他地域への労働移動はあくまでも一時的な転出とみなされ、天保11（1840）年以前の「宗旨御改帳」では、特に注記もなく他の住民とともに記載されていた。ところが、天保14（1843）年の史料では突如として住民の労働移動が記載されるようになり⁵⁾、帰村、縁付、死亡などによって労働が終了するまでその動向が追跡されるようになった⁶⁾。

以上のように記載方式が変化した理由は不明であるが、この時期には京都においても同様の変化がみられた（浜野 2007：15）。京都ではそれ以前から奉公人など一時的な転入者も帳面に書き上げられる「現住地主義」によって宗門人別改帳が作成されていた。天保14（1843）年以降もその方式自体は変化しなかったが、個々人の「生国」と「年齢」が新たに記載されるようになった。これは天保改革による「人返し令」を受けて、徳川幕府直轄都市の京都では他地域からの人口流入に対する規制が強化されたためとされる。このような京都における動向は、歴史的、経済的にも関係が深い丹波国の旗本領であった馬路村に影響を与え、「宗旨御改帳」の記

載方法に変化をもたらしたのかもしれない。

以上のように馬路村の「宗旨御改帳」は記載方式に明らかな変化がみられたのであるが、どの程度厳密なものであったのかどうかは不透明である。なぜなら、天保14（1843）年に労働移動中であった者は56人で、翌年（天保15年）以降の宗門人別改帳でもそれらの人々の動向は追跡されている。しかし、翌年以降に新たに奉公・出稼ぎに出た者は江戸時代末（1867年）までにわずか9人のみであったため、年々労働移動中の住民は減少し、慶応元（1865）年時点ではわずか3人となった。この不自然な減少傾向には、2通りの理由が考えられる。ひとつは、新たに馬路村から村外へ出た人々が実際に減少していったということである。前述のとおり、馬路村では18世紀後半ごろから人口の流出が常に問題となっていたため、天保14（1843）年を契機として、移動に対する規制が再強化されたのかもしれない。もうひとつの可能性は、天保14年に一旦強化された移動規制が有名無実化し、宗門人別改帳には記載されない労働移動があったという可能性である。これら2つの可能性については、どちらが事実であったのかを判断する決定的な材料はない。しかし、天保14（1843）年時点の記述に關していえば、領主側が住民の労働移動を正確に把握しようとしたことは事実であり、現実を反映したものと考えられるだろう。

3) 労働移動の種別

「宗旨御改帳」に記録される労働移動には「年季奉公」と「出稼」（以下、「出稼ぎ」）の2種類がみられる。これらの明確な分類基準は不明であるが、一定の区別をしていたものと思われる。次に挙げるのは「宗旨御改帳」における年季奉公と出稼ぎの記載事例である。

石原治左衛門様御支配所摂州嶋下郡山村百姓三四郎方へ、天保十二丑年二月より来ル申年迄八ヶ年之間年季奉公仕罷在候

天保十四卯七月より未年迄五ヶ年之間御願申上、松平紀伊守様御下同国船井郡青戸村出稼仕罷在候

これをみると、年季奉公を行った人物については具体的な雇用主や年限が記載されていることがわかる。本稿でみる馬路村の労働移動のほとんど（65人中60人）はこうした年季奉公という形式で記載されている。しかし、少数ながら確認される出稼ぎの5人は年限の記載がある点では年季奉公と同様だが、雇用主の家や店舗までは特定されていない。そこで、それぞれを構成する住民の属性を比較してみると、若干の違いが認められる。まず、挙げられるのは性別による違いで、出稼ぎの5人はすべて男性であった。そして、5人は開始年齢がすべて20代以降という比較的年長者で構成されていたほか、2人は医術を生業としていた。ここからは、特殊

な知識や技術を有する人々は特定の雇用関係を必要としなかったために出稼ぎとして記載されていたものと考えられる。そのほかの雇用主が記載されていない人々に関しては、出稼ぎ先において実際にさまざまな労働に従事していたのかもしれない。あくまでも推測の域を出ないことであるが、例えば、血縁関係などを通じて、より多くの賃稼ぎの機会が得られる地に向かっていたのではなかろうか。

馬路村における年季奉公と出稼ぎの2種類を分かつ要素は厳密には明らかではないが、特定の雇用主の有無がひとつの基準と推測される。ただ、いずれにしても年季奉公と出稼ぎはともに他所への労働移動という点で共通している。次章以降では馬路村住民の労働移動について検討を行うが、ひとまず年季奉公と出稼ぎは同等に扱っていくこととする。

4. 馬路村住民の労働移動

1) 労働移動先

表1は「宗旨御改帳」から観察される他地域への労働移動を集計したものである。近畿中部方面、特に隣接する地域（京都・丹波・摂津）に集中しており、馬路村以北へ向かう移動はみられないのが大まかな傾向といえる。なかでも、半数近くを占めるのは京都で、男女別でもそれぞれ最多となっている。亀山は馬路村から最も近い城下町で9,000人程度の人口を有していたが、労働移動先としては多く選択されていなかった。農村での奉公は丹波もみられるが、それよりも距離が大きい摂津の村々の方が多数を占めた。一方で、京都近郊地域に含まれる山城の村々へはわずかしみられない。ここから、馬路村の人々は都市奉公と農村奉公とで異なる方向へ向けて移動していたことが明らかである。ただし、これらの数字をそのまま単純に受け取ってよいのかどうかは注意が必要である。馬路村から日帰り圏内にある亀山城下町では、主として借家人層が「日用」「日雇」として、さまざまな労働に従事していた（亀岡市史編さん委員会2004：461頁）。したがって、馬路村の住民も必要に応じて亀山城下町で日雇い労働などに従事していた可能性は否定できないであろう。

表1 馬路村住民の労働移動先（1843 - 1869年）

労働移動先		男	女	合計
都市・町場	京都	19	11	30
	亀山	2	1	3
	大坂	1		1
	八幡町		1	1
農村	摂津	10	7	17
	丹波	8	3	11
	山城	1	1	2
合計		41	24	65

資料：馬路町自治会文書「宗旨御改帳」

京都へ移動した住民に関して、その具体的な雇用先の店舗名を『新撰京都叢書』に記載されている当時の買物案内等でみたところ、一致したのは30人中3人であった。同様の検討を明治5（1872）年の京都中心部の住民について行ったところ、99人中43人であった点をふまえれば（長島2016）、この割合は大きいとはいえない。つまり、京都において雇用された住民は、奉公人を多数抱えるような大店よりも、市中に多く存在する数人程度の奉公人を雇うような小規模経営の店舗に雇用されていた者の方が多かったと考えられる。

一方で、摂津で雇用されていた人々はすべて、亀岡盆地の南の摂丹山地を越えた摂津北東部の島下郡・島上郡の村々に向かっていった。当時の島上郡の村々（現高槻市付近）では、一年季の奉公人が近村から、長年季の奉公人が丹波や山城から供給されており、幅広い階層の住民にとって良質な農業労働力の確保が関心事であったという（高槻市史編さん委員会1984：283-284）。ただし、こうした農業労働力に対する需要の増加によって、18世紀後半以降の摂津北東部の村々では、給銀の高騰を抑制するために他所奉公の規制がみられた。この動向は馬路村における奉公規制ときわめて類似しており、当時の近畿地方では奉公人の確保と賃金の高騰に関する問題が広範に発生していたことがうかがわれる。こうした背景がありながらも馬路村から摂津方面への労働移動がみられたのは、地域間で賃金の格差などが発生していたのかもしれない。

2) 年齢別人口構成と労働移動

労働移動は領主の規制などのほか、村内の社会関係や家族内の労働力といった種々の影響を受けていたと考えられる。表2は、「宗旨御改帳」によって天保14（1843）年時点における馬路村の人口構成を5歳ごとに整理し、年齢階級ごとの労働移動数を示したものである。なお、天保14（1843）年の「宗旨御改帳」は4月に作成されたため、1歳の子どもは同年1月から3か月あまりの間の出生者しか含まれていない。したがって、ほかの年齢階級よりも人口が過小になっているが、分析そのものには大きな影響を及ぼさないためそのまま掲載している。

年齢階級別人口に対して労働移動中であった住民をみると、若年層に集中していることが読み取れる。まず男性に関しては、一部ではあるが10歳までで既に他地域での労働を開始しているものがみられる。10代前半になると、その割合は急速に大きくなり同年代の20%以上が他地域での労働に従事していた。しかし、10代後半になると減少傾向に転じ、30代以上になるとごくわずかの割合になっている。一方、女性の場合は、若い者でも10代前半となっており、男性よりも開始年齢が高かったことがうかがえる。10代後半の女性は同世代の20%以上が他地域に出ており、この年齢階層が奉公を経験するピークであったが、やはりその後は減少していったことがわかる。

年齢と労働移動との関連をさらにみるため、全期間の労働移動を対象にして、開始時の年齢階級別に年限（契約年数）の平均を示したのが表3である。これをみると、多くが10代前半か

ら後半にかけて開始し、20代以降に新たな雇用労働に従事する住民は多くないことがわかる。開始時の年齢における年限、すなわち雇用契約は、10歳までの階級では平均13.8年が結ばれているが、年齢階級が上がるごとに短期間となって20代前半では6.4年となる。その後、20代後半では10年とやや長くなるが、それ以降は労働移動自体がほとんどみられなくなる。50代を超えるとわずかに労働移動がみられるが、すべて5年以下となっている。

事例数が多くはないため断定できないが、年限が20代後半までに徐々に短くなっていくという点は注目してもよいように思われる。年限の設定に際して、終了時の年齢を調整する意図が働いていたとすれば、想定されるのは雇用終了後の結婚・相続・養子などであろう。このように、馬路村の住民は、20代までをひとつの区切りとして、雇用労働を終えるようなライフコースを意識していたのではなかろうか。

表2 天保14年4月における馬路村の年齢別人口構成と労働移動

年齢（歳）	人口（人）			労働移動（人）			労働移動比率（％）		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1-5	52	59	111						
6-10	69	74	143	2		2	2.9		1.4
11-15	79	52	131	17	3	20	21.5	5.8	15.3
16-20	53	48	101	6	11	17	11.3	22.9	16.8
21-25	59	57	116	4	5	9	6.8	8.8	7.8
26-30	46	49	95	2	2	4	4.3	4.1	4.2
31-35	44	48	92	1		1	2.3		1.1
36-40	41	47	88	1	1	2	2.4	2.1	2.3
41-45	41	44	85						
46-50	38	35	73						
51-55	32	18	50		1	1		5.6	2.0
56-60	26	22	48						
61-65	12	16	28						
66-70	15	19	34						
71-75	11	18	29						
76-80	6	7	13						
81-85	5	3	8						
86-90		1	1						
91-95									
96-100		1	1						
合計	629	618	1247	33	23	56	5.2	3.7	4.5

資料：馬路町自治会文書「宗旨御改帳」

注）天保14年（1843）年4月時点での状況である。

年齢は「数え」で記載している。

3) 雇用の終了とその後の動向

住民の労働移動について、年限どおり、あるいはそれ以上の期間継続した者と当初の年限を待たずして雇用を終了した者に分けて、終了後の動向を示したのが表4である。これをみると、およそ3分の2程度の住民は少なくとも年限どおりかそれ以上の期間を勤め、残りの3分の1程度が途中で終了していたことがわかる。前者の住民は、大部分がその後帰村している。年限を終えた直後に結婚や養子などで縁付いたのは3人であり、決して多くはない。途中で終了した者については7人が縁付によるもので、縁談がまとまった場合にはその時点で雇用を終了していたことがわかる。なお、帰村の11人については、「不奉公」として雇用主側から終了を申し渡されたとみられる者が3人いるほか、相続のために終了した者が少なくとも3人は確認される。しかし、理由が明確でないまま雇用を終了し、帰村後も家族内にとどまっている事例が複数みられる。これらの人々の終了の理由も前向きなものとは考えづらく、やはり暇を申し付けられたものと思われる。

以上から、多くの住民たちは年限まで勤め上げ、その後帰村することを計画していたものと考えられる。一方で、結婚や暇を出されたことによる中途終了も一定数みられたのであった。

表3 開始年齢と年限

開始年齢(歳)	人数(人)			年限(年)		
	男	女	合計	男	女	合計
1-5						
6-10	5		5	13.8		13.8
11-15	19	9	28	11.9	9.4	11.1
16-20	7	8	15	9.5	7.8	8.6
21-25	3	4	7	6.7	6.3	6.4
26-30	3	1	4	11.7	5.0	10.0
31-35						
36-40						
41-45	1		1	6.0		6.0
46-50						
51-55		1	1		3.0	3.0
56-60						5.0
61-65	1		1	5.0		5.0
66-70	1		1	5.0		5.0
合計	40	23	63	10.9	7.8	9.7

資料：馬路町自治会文書「宗旨御改帳」

注) 契約年数が不明な男性1人(開始時24歳)、女性1人(開始時11歳)は除外した。

表 4 雇用終了後の動向

終了後の動向		男	女	合計
継続中		1		1
年限以上	帰村	18	15	33
	縁付（村内）	1		1
	縁付（村外）	1	1	2
	死亡	2	1	3
	不明		2	2
（小計）		22	19	41
中途終了	帰村	9	2	11
	縁付（村内）	2		2
	縁付（村外）	3	2	5
	死亡	2		2
	不明	1		1
（小計）		17	4	21
合計		40	23	63

資料：馬路町自治会文書「宗旨御改帳」

注）契約年数が不明な男性 1 人，女性 1 人は除外した。

5. おわりに

本稿では丹波国桑田郡馬路村の住民による他地域への労働移動の分析を行ったが，最後に，明らかにされた点をまとめるとともに今後の課題を提示して結びとしたい。

まず，19 世紀半ばの馬路村からの労働移動は，都市では京都，農村では摂津と異なった方向へ向かっていることが観察された。そうした労働に従事するのは 10 代の男女が中心であり，同世代の 10 ～ 20% 程度にのぼった。彼らの年限は，開始年齢が若年であるほど長く，逆に開始年齢が高くなるほど短く設定された。このことをふまえると，馬路村の住民にとって奉公や出稼ぎといった労働移動は，10 代に開始し，20 代あるいは 30 代前半ごろまでには帰村するというライフコースが意識されていたことがうかがえる。ところで，馬路村とは対照的な動向が観察されるのが，馬路村と同様に京都へ多くの奉公人を輩出した美濃国安八郡西条村の事例である。西条村では安永 2（1773）～明治 2（1869）年の間で動向が明らかな奉公人 394 人のうち，3 分の 1 が奉公先で死亡，その同数程度が養子や縁組み，引越，欠落で帰村せず，最終的には当初の 3 割弱しか帰村しかなかった（速水 1992a：276）。馬路村と西条村の事例のどちらが一般性を有するのかは現時点で判断できないが，京都への労働力の供給地域であったという共通項を有するも関わらず，労働移動のあり方に差異が生じるのは興味深い。

以上のような馬路村と西条村で差異が生じる要因，あるいは馬路村と他地域との関係をさらに解明するために，取り組むべき課題を 2 点挙げておきたい。まず挙げられるのは，労働移動を行っていた人々の属性である。馬路村に特有の社会構造を分析の枠組みに含めるためには，

持高の高低や所属する同姓集団を考慮しなければならない。そして、もう1点挙げるとすれば、村内の住民の出生・死亡や結婚・養子などとの関連を考慮することであろう。それらのライフイベントが直接的・間接的に労働移動の動向に影響することは想像に難くないが、具体的にはどのような状況であったか詳しくみる必要がある。

本稿の分析では限られた指標のみしか取り上げることができなかったが、以上のような課題に向き合いつつ、地域間の関係や地域的差異を解明していかなければならない。

【謝辞】

本稿の資料の利用にあたっては、亀岡市馬路町自治会、ならびに亀岡市文化資料館の館員の皆様にご高配を賜りました。ここに厚く御礼申し上げます。

(京都大学大学院人間・環境学研究科 院生)

【注】

- 1) 吉川編(1964:130)には合計戸数と他所への奉公人数をまとめた表が掲載されている。ただし、原因は不明であるが、筆者が所蔵を確認した史料のうち、先行研究では文政11(1828)年分および安政5(1858)年分が対象として含まれていない。
- 2) 江戸幕府は享保6(1721)年に初めて国別の人口調査を実施し、第2回の享保11(1726)年以降、弘化3(1846)年まで子年と午年に実施された(関山1958:62, 速水1992b)。
- 3) 本稿では、宗門人別改帳のうち馬路村の史料を指す場合には「宗旨御改帳」と表記する。
- 4) 天保14(1843)年から明治2(1869)年の間で合計143冊の「宗旨御改帳」が現存、もしくは紙焼きの形で残されている。
- 5) なお、天保12(1841)年、同13年の「宗旨御改帳」はすべて未発見である。
- 6) 労働移動の記載に関して注意すべき点としては、村内における雇用関係が記載対象となっていないことが挙げられる。ただし、吉川編(1964:127-130)によると、雇用労働を担ったのは村内の無高層や他村の人々であったという。

【参考文献】

- 浅野清高 1986. 奉公人の移動からみた村落間の結合関係. 人文論究 36 (2), 61-86.
- 「馬路町史」編さん委員会編 2011. 『我がまち馬路』 亀岡市馬路町自治会.
- 亀岡市史編さん委員会編 2004. 『新修亀岡市史 本文編 第2巻』 亀岡市.
- 川口 洋 1984. 通婚圏からみた江戸時代後期の「大坂地域」. 歴史地理学紀要 26, 81-101.
- 川口 洋 1988. 近畿地方における遠方婚について. 歴史地理学 140, 1-16.
- 川口 洋 2012. 江戸時代後期の近畿地方における婚姻移動, 黒須里美編『歴史人口学からみた結婚・離婚・再婚』麗澤大学出版会, 140-170.
- 川口 洋 2015. 一九世紀初頭の奥会津地方における移住者引き入れ. 落合恵美子編『徳川日本の家族と地域性』ミネルヴァ書房, 125-151.
- 木下太志 2002. 『近代化以前の日本の人口と家族』ミネルヴァ書房.
- 関山直太郎 1958. 『近世日本の人口構造』吉川弘文館.

幕末の丹波国馬路村「宗旨御改帳」にみる住民の労働移動の特徴（長島雄毅）

高槻市史編さん委員会編 1984. 『高槻市史 第2巻 本編Ⅱ』 高槻市役所.

長島雄毅 2016. 明治5年の職分調査結果からみた京都・下京第四区における住民の労働移動. 歴史地理学 58 (5), 印刷中.

浜野 潔 2007. 『近世京都の歴史人口学的研究』 慶應義塾大学出版会.

速水 融 1992a. 『近世濃尾地方の人口・経済・社会』 創文社.

速水 融 1992b. 人口統計の近代化過程. 内閣統計局編『国勢調査以前日本人口統計集成 第1期1』 東洋書林, 1-16.

平井晶子 2007. 『日本の家族とライフコース』 ミネルヴァ書房.

溝口常俊 1978. 甲州における近世の通婚圏. 歴史地理学会会報 95, 1-11.

溝口常俊 1981. 近世甲斐国における奉公人の移動に関する研究. 人文地理 33 (6), 483-506.

溝口常俊 2015. 近世屋久島における世帯構成と「夫問い（ツマドイ）婚」. 落合恵美子編『徳川日本の家族と地域性』 ミネルヴァ書房, 155-186.

吉川秀造編 1964. 『近畿郷土村落の研究』 同志社大学人文科学研究所.